

## 各種承認・届出許可状況

当院では下記について、施設基準の届出をおこなっています

人工腎臓	透析液水質確保加算	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
導入期加算1	下肢末梢動脈疾患指導管理加算	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）2
慢性維持透析濾過加算	明細書発行体制等加算	

自立支援医療機関（更生医療）指定／原爆医療指定／生活保護法指定／結核予防法指定

## 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成30年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

## 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

## 医療情報取得加算について

当院は電子情報処理組織を使用した診療情報請求を行っており、以下の体制を有しています。

- ・健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制
- ・当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して

## 長期処方・リフィル処方せんについて

当院では、患者さんの状態に応じ、下記のいずれの対応も可能です。

- ・28日以上 of 長期の処方をおこなうこと
- ・リフィル処方せんを発行すること

なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。